

TAKKEN

GIFU

宅建ぎふ
Vol.576
令和6年12月15日発行



おもな内容

【重要】業者票及び従業者名簿の様式改正について……	2
令和6年度「宅地建物取引士資格試験」合格発表……	3
9月新設住宅着工……	4
「県有地処分情報」のお知らせ……	5
「登録実務講習」実施機関のお知らせ……	6
岐阜県暴力追放だより……	7
Learn through Legal thinking 顧問弁護士 浦田益之……	8
不動産取引判例集……	9
協会の動き・支部だより・会員の異動……	11



公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

【重要】業者票及び従業者名簿の様式改正について（令和7年4月1日）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「改正法」という。）により、宅地建物取引業法第10条に基づく宅地建物取引業者名簿及び宅地建物取引業者の免許申請等に係る書類の閲覧制度について、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」においてデジタル完結を基本とするとされていること等を踏まえ、購入者等による適切な宅地建物取引業者の選定に資する必要十分な情報について公開する観点から見直しが行われました。（改正法は令和7年4月1日から施行）

改正法の施行に伴い、「宅地建物取引業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」及び「宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令」が令和6年6月28日に公布され、令和7年4月1日（一部の規定については、令和7年1月1日）から施行されます。

また、これらを踏まえ、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」についても所要の規定の整備を行い、令和7年4月1日（一部の規定については、令和6年7月1日及び令和7年1月1日）から施行されます。

詳細につきましては、全宅連ホームページ（<https://www.zentaku.or.jp/news/12013>）をご覧ください。

本改正により、宅建業者においては令和7年4月1日より業者票等差し替えが必要な様式があります。

会員の方への業者票の頒布につきましては、今後本誌紙面上でのお知らせを予定しています。

【業者票改正様式】

様式第九号（第十九条関係）

標 識	
宅 地 建 物 取 引 業 者 票	
免 許 証 番 号	国土交通大臣 知事 （ ） 第 号
免 許 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている 専任の宅地建物取引士の数	(宅地建物取引業に従事する者の数 人)
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

30cm以上

35cm以上

備 考

本標識中、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」について変更があった場合のみ、変更すること。

問 1 ① 問 2 ④ 問 3 ③ 問 4 ④ 問 5 ② 問 6 ④ 問 7 ① 問 8 ① 問 9 ② 問 10 ④
問 11 ③ 問 12 ③ 問 13 ① 問 14 ③ 問 15 ④ 問 16 ① 問 17 ② 問 18 ② 問 19 ③ 問 20 ②
問 21 ① 問 22 ④ 問 23 ② 問 24 ② 問 25 ③ 問 26 ③ 問 27 ④ 問 28 ② 問 29 ④ 問 30 ④
問 31 ① 問 32 ③ 問 33 ③ 問 34 ③ 問 35 ② 問 36 ④ 問 37 ③ 問 38 ④ 問 39 ④ 問 40 ②
問 41 ① 問 42 ② 問 43 ④ 問 44 ① 問 45 ② 問 46 ① 問 47 ④ 問 48 ① 問 49 ② 問 50 ③

令和6年度宅地建物取引士資格試験実施結果

都道府県	受験者数	合格者数	合 格 率	都道府県	受験者数	合格者数	合 格 率
北海道	6,893	1,178	17.1 %	滋賀県	2,158	390	18.1 %
青森県	913	135	14.8 %	京都府	5,137	977	19.0 %
岩手県	1,092	183	16.8 %	大阪府	22,426	4,209	18.8 %
宮城県	4,171	688	16.5 %	兵庫県	10,228	1,930	18.9 %
秋田県	717	120	16.7 %	奈良県	2,181	415	19.0 %
山形県	884	156	17.6 %	和歌山県	933	160	17.1 %
福島県	2,010	300	14.9 %	鳥取県	569	100	17.6 %
茨城県	3,365	604	17.9 %	島根県	647	109	16.8 %
栃木県	2,365	412	17.4 %	岡山県	2,641	474	17.9 %
群馬県	2,411	426	17.7 %	広島県	4,485	819	18.3 %
新潟県	2,231	431	19.3 %	山口県	1,515	302	19.9 %
山梨県	910	162	17.8 %	徳島県	734	124	16.9 %
長野県	2,436	427	17.5 %	香川県	1,300	245	18.8 %
埼玉県	16,559	3,065	18.5 %	愛媛県	1,576	287	18.2 %
千葉県	13,627	2,489	18.3 %	高知県	697	142	20.4 %
東京都	50,745	10,299	20.3 %	福岡県	11,348	2,000	17.6 %
神奈川県	22,227	4,392	19.8 %	佐賀県	970	162	16.7 %
富山県	1,127	197	17.5 %	長崎県	1,431	225	15.7 %
石川県	1,494	283	18.9 %	熊本県	2,822	384	13.6 %
福井県	744	133	17.9 %	大分県	1,501	230	15.3 %
岐阜県	2,277	446	19.6 %	宮崎県	1,145	178	15.5 %
静岡県	5,050	852	16.9 %	鹿児島県	1,976	285	14.4 %
愛知県	13,016	2,573	19.8 %	沖縄県	3,893	572	14.7 %
三重県	1,859	322	17.3 %	合 計	241,436	44,992	18.6 %

9月新設住宅着工

国土交通省がまとめた9月の新設住宅着工戸数は、貸家が前年同月比4.4%増の3万1,033戸と先月の減少から再び増加となったものの、持ち家が同0.9%減の1万9,350戸と34カ月連続の減少、分譲住宅でも同7.0%減の1万7,921戸と5カ月連続の減少となったため、9月の新設住宅着工戸数全体では、同0.6%減の6万8,548戸と5カ月連続の減少となり、着工床面積でも、同2.3%減の522万3千㎡と5カ月連続の減少となりました。

着工戸数の季節調整済年率換算値は、同3.0%増の80万戸となり、3カ月連続の増加となりました。

持ち家では、民間資金分が同0.3%減の1万7,792戸と33カ月連続の減少、公的資金分でも同6.9%減の1,558戸と35カ月連続の減少となったため、全体でも減少となりました。

貸家では、公的資金分が同2.8%減の2,180

戸と8カ月連続の減少となったものの、民間資金分が同4.9%増の2万8,853戸と先月の減少から再び増加となったため、全体でも増加となりました。

分譲住宅では、マンションが同6.1%減の7,651戸と2カ月連続の減少、戸建て住宅でも同8.2%減の1万110戸と23カ月連続の減少となったため、全体でも減少となりました。

岐阜県の利用関係別着工戸数をみると、持ち家が23.0%減の389戸と2カ月ぶりの減少、貸家が同48.5%減の158戸と2カ月ぶりの減少、分譲住宅でも同35.5%減の91戸と10カ月連続の減少となったため、岐阜県全体では、同32.8%減の640戸と5カ月連続の減少となりました。

三大都市圏をみると、首都圏では、持ち家が同0.9%増の4,045戸、貸家が同20.8%増の1万2,800戸、分譲住宅でも同6.0%増の8,136戸と全利用関係別で増加となったため、首都圏全体では同11.5%増の2万5,047戸となりました。

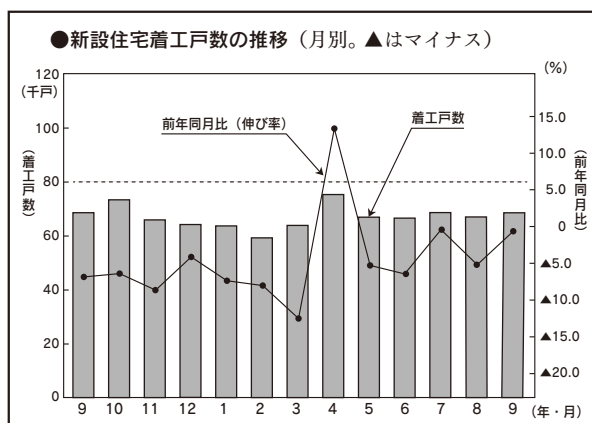
中部圏では、持ち家が同7.5%減の2,833戸、貸家が同9.2%減の2,490戸、分譲住宅でも同21.2%減の1,802戸と全利用関係別で減少となったため、中部圏全体では同11.9%減の7,139戸となりました。

近畿圏では、分譲住宅が同11.5%減の3,756戸と減少となったものの、持ち家が同5.3%増の2,715戸、貸家でも同13.8%増の5,771戸と増加となったため、近畿圏全体で

は同2.8%増の1万2,261戸となりました。

建築工法別では、戸建て系商品を中心とするプレハブの持ち家が同11.3%減の2,160戸、貸家が同13.0%減の5,133戸、分譲住宅でも同25.0%減の336戸と減少となったため、全体では、同12.5%減の7,702戸と16カ月連続の減少となりました。

2×4では、分譲住宅が同21.6%減の651戸と減少となったものの、持ち家が同9.8%増の2,759戸、貸家でも同0.7%増の5,424戸と増加となったため、全体では、同0.8%増の8,844戸と4カ月連続の増加となりました。



infomation インフォメーション

「県有地処分情報」のお知らせ

岐阜県より「県有地処分の媒介に関する協定」に基づき、県有地処分の媒介依頼がありましたのでお知らせします。

自己の顧客に購入希望者がある会員の方は、岐阜県総務部管財課財産活用係までご連絡ください。会員の媒介により売買契約が成立し、代金が全額納入され、所有権移転登記が完了した場合に、県から協定に定める媒介報酬が支払われます。

なお、物件の詳細等につきましては、岐阜県ホームページ(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16710.html>)で確認いただけます。

【媒介報酬の算定基準】

県有地の売却価格を下表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に同表の右欄に掲げた割合を乗じて得た金額を合計した金額(千円未満の端数切り捨て。)

区 分	割 合
5千万円以下の金額	3. 0%
5千万円を超えて10億円以下の金額	2. 5%
10億円を超える金額	2. 0%

※ 消費税及び地方消費税の課税業者にあつては、消費税額及び地方消費税を加算するものと
し、免税業者にあつては、当該媒介における仕入れに係る消費税額及び地方消費税額の合計
額に相当する額を加算するものとする。

※ 購入者に媒介報酬の請求はできません。

○ 売却方法の概要

県があらかじめ最低売却価格その他の契約条件を公表し、購入申込を受け付け、申込先着順で申込資格の確認ができた受付順位の最も高い方に県有財産が売却されます。

○ 媒介依頼対象物件

番号	所 在 地	地目	実測面積(㎡)	最低売却価格(円)	備考
1	海津市海津町高須町字下町788-2	宅 地	471.21	7,000,000	更地
2	美濃市字小倉山1589-1	宅 地	460.63	4,100,000	更地
3	高山市曙町4-2	宅 地	224.97	2,200,000	更地
4	高山市曙町4-17-1	宅 地	229.69	2,600,000	更地

※ 媒介依頼期限 令和7年6月30日まで

【手続き・物件の詳細等の問い合わせ先】

岐阜県総務部管財課 TEL 058-272-1137(直通)

「登録実務講習」実施機関のお知らせ

◎「登録実務講習（2年以上の実務経験を満たすための講習）」とは

宅地建物取引士資格試験の合格者が、都道府県知事の資格登録を受けるためには、登録申請時までに宅地建物の取引に関する実務経験が2年以上必要となります。

実務経験が2年に満たない方は、宅建業法施行規則第13条の16第1号に基づき、国土交通大臣の登録を受けた講習実施機関が行う「登録実務講習」を修了することにより「2年以上の実務経験を有する者と同等以上の能力を有する者」と認められ、宅地建物取引業法第18条第1項に規定する宅地建物取引士資格の登録要件を満たすことができます。

実務経験のある方の実務経験期間算定等については、試験受験地である都道府県庁の担当窓口にご確認ください。

☆「実施機関」等

国土交通省の登録を受けた「登録実務講習」の実施機関は、国土交通省ホームページ内「登録実務講習実施機関一覧」(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000068.html)において随時お知らせされます。令和6年1月29日現在、全国で19機関ありますが、講習の受講申込期間、実施日時、受講料等はそれぞれの講習実施機関によって異なりますので、詳細は各講習実施機関にお問い合わせください。



岐阜県暴力追放だより

**あなたの職場を、暴力団等から守るため
『不当要求責任者講習』受けましょう。**

暴追センターでは、暴力団対策法に基づき、岐阜県公安委員会から委託を受けて、一般市民の方の、暴力団等からの被害を防止するため、各事業所から選任された不当要求防止責任者に対して、「不当要求防止責任者講習」を無料で実施しています。

○ 不当要求防止責任者制度とは

不当要求防止責任者制度とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法律」という。）第14条に規定されています。

責任者を選任した事業者（所）は、その旨を公安委員会に届出ることによって、当該責任者を通じて暴力団員の不当要求による被害を防止するために必要な措置について公安委員会の援助を受けることができ、又、当該責任者に公安委員会の行う責任者講習を受講させることができる制度です。

ただし、この制度は、事業者（所）に対して法律上義務づけを行う規程ではありませんが、事業者（所）において自主的な措置を促す規程です。

○ 不当要求防止責任者とは

不当要求防止責任者とは、事業者（所）の業務を統括管理するものであって、暴力団員による不当要求による事業者（所）及び使用人等の被害を防止するために必要な業務を行う人のことをいいます。原則として、事業者（所）ごとに各1名ですが、希望により複数名を選任する場合は、選任した責任者ごとに責任者選任届出書を提出してください。

※ 不当要求防止責任者は、暴力団員の不当要求による事業者（所）及び従業員等の被害を防止するために、不当要求に対応する体制整備や職場内の指導教育等を行ってください。

○ 講習手続き

- ① 不当要求防止責任者選任届出書を所轄警察署へ提出する。
- ② 講習の日時や会場等については、後日往復ハガキで、岐阜県警察本部刑事部組織犯罪対策課から開催日の約1カ月前に通知されます。

※ 届出書の様式は、ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの警察署にも備え付けてあります（ホームページからダウンロードした場合は、同じものを2部作成し提出してください。）。

責任者に変更が生じた場合は、速やかに責任者を選任し、上記同様届出書に記載のうえ、所轄する警察署に提出してください。

事業所の名称、所在地、電話番号等に変更を生じた場合は、警察本部組織犯罪対策課暴力団排除係（058-272-4499）に連絡してください。

【責任者講習に関する問い合わせ先】

- （公財）岐阜県暴力追放推進センター TEL 058-277-1613
- 岐阜県警察本部 組織犯罪対策課暴力団排除係 TEL 058-272-4499

第19回 Learn through Legal thinking

善良な管理者の注意



顧問弁護士 浦田 益之

事例

賃借人X（営業はしていないが、当時宅地建物取引主任の資格を持っていた）は、仲介業者Yの仲介を受け、賃貸人Aとの間で、本件店舗の賃貸借契約を取り交わしてその引き渡しも受けていた。

Aは、本件店舗につき自分の所有物件と説明していたので、Yは一度も建物登記簿を取らずにいた。

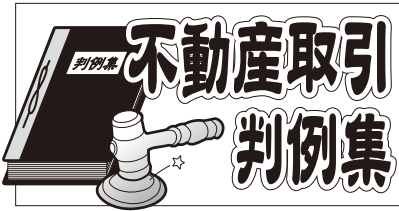
ところが、本件建物は債権者Bに対して譲渡担保に供されており、その後これが実行されBがその所有権を取得するに至った。

このため、Aは、Bから改めて本件店舗を賃借せざるを得ない羽目に陥り、かれこれ1050万円の損害を被った。

そこで、Xは、Yに対し、仲介に当たっては、本件店舗の登記簿謄本を調査し、Aが完全なる所有権を保持しているのかどうかを確認し、また、担保付きの場合は、続いてその動きをフォローして必要な対応をすべきであったにも拘わらず、それらを怠り、Xに対しては、Aに言われるままのことしか伝えていないから、仲介業者たる者は、債務不履行、仮にそうでなくても、不法行為に基づく損害賠償の責任があるとして、提訴に及んだ。

判断のポイント

1. Yにはどんな落ち度があるか。
2. Yは、Xにも過失があると過失相殺の主張をした。
Yの過失を7割、Xの過失を3割とみた場合、これは妥当か。
3. 譲渡担保のことを知っていたなら、Yはどう対処すべきであったか。



詐欺被害に遭った個人(複数)が、詐欺行為を行った法人、その代表者、その営業部長、及びその法人が賃借し、本店として使用していた建物の転貸人、その代表者、その取締役(建物所有者)らに対して、共同不法行為責任等に基づく損害賠償を求め、建物賃貸人らに対する請求は棄却された事例

(東京地裁 令和2年3月9日判決)

【事案の概要】

平成25年12月、Y1社(被告・法人)は、Y4社(被告・法人・不動産賃貸業)と、Y5(被告・個人・Y4社取締役)が所有する東京都a区内に所在するマンションの一室(本物件)を賃借する契約(本契約)を締結し、本物件を本店として、事業活動を行っていた。

また同月、Y2(被告・個人・Y1社営業部長)は、Y7社(被告・法人)名義で通信会社と契約されている携帯電話回線(本件回線)をY4社からレンタルする契約を締結した。

平成29年頃、Y2は、レアメタル等の先物取引を行えば、確実に多額の利益が得られるとしてXら(原告・個人16人)を勧誘し、XらにY1社との間で係る先物取引の仲介委託契約を締結させ、金員を預託させた(本件詐欺行為)。Y2は、その勧誘にあたり、本件回線を使用していた。

同年12月頃、Y1社は本契約の解除をY4社に申入れて退去し、XらはY1社との連絡が取れなくなり、Xらが預託していた金員が払い戻されない状態になった。

平成30年5月、Xらは未返還の金員(計6065万円余)の支払いを求めて、Y2に対しては不法行為に、Y1社に対しては使用者責任に、Y3(被告・個人・Y1社代表取締役)に対しては共同不法行為等にそれぞれ基づき、Y4社・Y5・Y7社に対しても本件詐欺行為を幫助したとして、共同不法行為等に基づき、本訴を提起した。その後平成31年2月に、Y6(被告・個人・Y4社代表取締役)に対しても同様に提訴した。

令和2年1月、公示送達による呼出しを受けても出頭しなかったY1社・Y2・Y3に対する請求を全て認容する判決が言渡された。

一方Y4社らは、①本物件は、Y6の知人の紹介によりY1社に賃貸することとしたものであり、②本件回線については、Y4社は従前より携帯電話のレンタル事業を営んでいたところ、自社で保有できる回線数に制限があったことから、Y7社が保有する本件回線の運用を受託し、これを通信会社から求められている本人確認手続きを行ったうえでY2にレンタルしたものであり、本物件や本件回線が、本件詐欺行為に使用されることを知っていた、または知り得たものではなく、過失はないとして争った。

【判決の要旨】

裁判所は、次のとおり判示し、XらのY4社らに対する請求を棄却した。
(Y4社・Y5・Y6の共同不法行為責任)

Xらは、Y4社が本物件をY1社に賃貸することとした経緯に説得的な説明がなされていないと主張するが、Y6の知人の紹介で本物件をY1社に賃貸したというY6の説明に、本物件が本件詐欺行為に利用されることをY4社らが知っていたとの疑いを生じさせるほどの不自然さはない。

またXらは、本件携帯電話についても、Y4社がY7社から契約名義を借りていること等について説得的な説明がなされていないと主張するが、①Y4社は、平成25年以前から携帯電話回線のレンタル事業を行っていたところ、自社名義で保有することができる携帯電話回線数には上限があり、その不足分を補うためY7社から本件回線を含む複数の携帯電話回線の提供を受けていたこと、②Y4社は、Y2の本人確認手続きを行って本件回線をレンタルし、平成29年末頃までその利用料も問題なく支払われていたことから本件回線が本件詐欺行為に使用されることを知っていたといえるほどの不自然な点は見られない。

(Y7社の共同不法行為責任)

Xらは、Y7社は本件回線をY4社に提供するにあたり、これが不正利用されないような対策を講じず、運用を委託し続けたことから、本件詐欺行為に本件回線が使用されることを知っていた、もしくは知り得たと主張する。

しかしながら、Y7社がY4社に本件回線の運用を委託した際に、Y4社が本件回線を不正に利用するおそれがあったと窺わせる事情があったとは認められない。

(結論)

よって、Xらの請求はいずれも理由がないからこれを棄却する。

【まとめ】

本件は、詐欺行為を行った者への建物等の賃貸人に対する詐欺被害者らによる損害賠償請求が棄却された事例である。

一般的に、賃貸人は賃貸するにあたり、賃借人について一定の審査を行うであろうが、賃借人の業務内容や活動の状況を詳らかに把握することは困難であると考えられることから、係る判断になったものと考えられる。

賃貸した建物が犯罪行為に使用されたことに関するものとしては、賃借した事務所の住所が振込め詐欺関連のものとして警察庁ホームページで公開されていたことについて、賃借人による賃貸人や媒介業者への損害賠償請求が棄却された事例(東京地裁 平27・9・1)がある。

一方で、原野商法を行った宅建業者が事務所を賃借した際に保証人となった個人株主に対する被害者からの損害賠償請求について、個人株主は当該業者の詐欺行為について予見可能であったとして、請求が認められた事例(東京地裁 平30・10・4)も見られるので、併せて参考にしていきたい。

(一財)不動産適正取引推進機構「RETIO」より抜粋

免許更新の手続きはお早めに!!

免許更新の手続きは、有効期間満了日の90日前から30日前までの間に申請して下さい。

免許更新手続きを忘れて免許が失効しますと、宅建業を営むことができなくなりますのでご注意ください。

協 会 の 動 き

- 1 1月7日
・第4回法定講習会
- 1 1月11日
・岐阜県居住支援協議会
岐阜市：山本会長、大橋事務局長出席
- ・第2回県下統一研修会（西濃地域）
- 1 1月12日
・全宅連第2回常務理事会
・(一財)ハトマーク支援機構第17回評議員会
東京：山本会長出席
- 1 1月14日
・第1回苦情解決業務委員会
- 1 1月15日
・第2回県下統一研修会（飛騨地域）
・宅建ぎふV o l . 5 7 5 発行
- 1 1月18日
・全宅連中部地区連絡会役員合同会議
鳥羽市：山本会長、林・堀部副会長、高木・土屋常務理事、大橋事務局長出席
- 1 1月21日
・弁護士相談
・第2回県下統一研修会（東濃地域）
- 1 1月22日
・第2回県下統一研修会（中濃地域）
- 1 1月27日
・全宅連・全宅保証第4回理事会
東京：山本会長出席
- 1 1月28日
・全宅管理第4回理事会
東常務理事出席
・第2回県下統一研修会（岐阜地域）

支

部

だ

よ

り

岐阜中支部

- 1 1月5日
巡回相談(岐阜市役所)
- 1 1月12日
巡回相談(岐阜市役所)
- 1 1月19日
I T研修会
- 1 1月21日
入会審査会
- 1 1月29日
第1回役員・地区委員合同会議

岐阜南支部

- 1 1月6日
巡回相談(各務原市役所)
- 1 1月12日
第4回幹事会
- 1 1月19日
巡回相談(岐阜市役所)

- 1 1月20日
巡回相談(羽島市役所)

岐阜北支部

- 1 1月11日
第5回幹事会
- 1 1月14日
第3回無料相談会(岐阜市西部コミュニティセンター、山県市役所、ココロかさなるCCNセンター、本巣市役所)
- 1 1月25日
入会審査会
- 1 1月26日
巡回相談(岐阜市役所)
- 1 1月29日
I T研修会

西濃支部

- 1 1月8日
巡回相談(大野町役場)
- 1 1月16日
巡回相談(ハートピア安八)
- 1 1月21日
養老町空家相談会
巡回相談(海津市文化センター)
- 1 1月29日
巡回相談(垂井町役場)

中濃支部

- 1 1月1日
巡回相談(可児市役所)
- 1 1月8日
中濃地域各市町村との意見交換会
- 1 1月12日
巡回相談(関市総合福祉会館)

11月19日 巡回相談(美濃加茂市生涯 学習センター)	巡回相談(瑞浪市役所)	巡回相談(多治見市役所)
11月25日 第4回幹事会	11月8日 巡回相談(中津川市役所)	飛騨支部
東濃支部	11月12日 入会審査会	11月1日 三役会
11月7日	11月15日 巡回相談(恵那市役所)	11月7日 第4回役員会
	11月25日	



入会者（会員名簿に貼付けしてご利用頂けます。）

免許番号 免許年月日	商号又は名称	代表者 (政令使用人)	専任の宅建取引士	電話番号 FAX番号	事務所所在地	〒
---------------	--------	----------------	----------	---------------	--------	---

【岐阜南支部】

大(1)10786 6.11.7	(株) オークツド 岐阜駅南店	石野 嵩士	石野 嵩士	058-213-1666 058-213-1667	岐阜市加納新本町3-1	500- 8463
---------------------	--------------------	-------	-------	------------------------------	-------------	--------------

会員権承継

支部	免許番号	商号	代表者 (政令使用人)	専任取引士	電話番号 FAX番号	頁
中濃	旧：大(1) 9642 新：(1) 5336	(株) F L A T	平岩 直人 (平岩 あゆみ)	平岩 あゆみ	0575-67-1007 0575-67-0999	56
	事務所所在地	〒501-4203 郡上市八幡町初納69-7				

退会者

支部	商号	代表者	事務所所在地	備考	頁
岐阜中	(株) タカオエステート 岐阜店	檜原 力也	岐阜市北一色3-9-21	廃止	10
岐阜中	(株) 拓和	馬淵 裕子	岐阜市瑞雲町3-5	廃業	10
岐阜南	(株) フィールド・パートナーズ	鵜飼 法正	各務原市川島河田町926-8	廃業	24
西濃	吉野地所	吉野 誠	不破郡垂井町1574-12	廃業	42

変更事項（11月）

支部	商号	変更事項	変更内容		頁
			旧	新	
岐阜中	(株) タカオホームパートナーズ	商号	(株) タカオホームソリューションズ	(株) タカオホームパートナーズ	10
岐阜中	(株) a n s w e r	所在地	〒500-8367 岐阜市宇佐南4-2-14-403	〒500-8283 岐阜市茜部野瀬1-16-1	16
岐阜中	大和ハウス工業(株) 岐阜支店	専任取引士	弓場正義		10
岐阜南	(株) ニッシー 岐阜鶴支店	専任取引士	安江良将	嘉住良	18
岐阜南	(株) ソーリツホーム 岐阜営業所	政令使用人	久間強一	鷹森弘全	20
		専任取引士	久間強一	鷹森弘全	

岐阜南	(株) アイダ設計 各務原モデル店	政令使用人	早川宗必	日比野智文	22
岐阜南	地 産 (有)	政令使用人	岩田茂樹	早川徹治	23
		専任取引士	岩田茂樹	早川徹治	
岐阜南	(株) 丹 羽 組	専任取引士	丹羽信弘	丹羽崇泰	24
岐阜南	(株) 橋 本	専任取引士	萩野満徳		24
岐阜南	(株) ニ ッ シ ョ ー 岐阜南支店	専任取引士	嘉住良	安江良将	25
西 濃	タ マ ホ ー ム (株) 大垣店	専任取引士	水谷亜紀	水尻義浩	37
中 濃	(株) ニ ッ シ ョ ー 関支店	専任取引士	前田悠佑	下田尚輝	49
中 濃	(株) ニ ッ シ ョ ー 可児支店	専任取引士	下田尚輝	前田悠佑	54
東 濃	宮 島 建 設 (株)	代 表 者	木下雅則	鈴木浩幸	65

※ 頁の欄は、「令和6・7年度会員名簿」の掲載ページです。

【不動産キャリア】サポート研修制度 取引実務の基礎を網羅

めざせ! 不動産 キャリアパーソン®

頑張るあなたを
応援します!

不動産取引の「実務」を基礎から学べる!
従業者教育のツールとしても最適!
宅建アソシエイトや宅建士への
ステップアップをめざすあなたにも!

資格登録証

不動産キャリアパーソン®とは

- ▶ 不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした通信教育資格講座です。
- ▶ 宅建業従業者、経営者、宅建取引士、消費者問わず、不動産取引に関わるすべての方に最適です。ご自身の知識や実務の再確認として、さらに会社の従業者研修としても利用されています。

テキスト+Webでいつでも学習

受講料 8,800円 (税込)

不動産キャリアパーソン で 検索

公益社団法人
全国宅地建物取引業協会連合会

イメージキャラクター
佐藤まり江 さん

本部事務局・支部事務所の年末年始業務のお知らせ

12月27日(金) 仕事納め(午前)
12月28日(土)～1月5日(日) 休日
1月6日(月) 仕事始め(午前)



「ハトマーク」は、全宅連系ハトマークグループのシンボルマークです。
「ハトマーク」の2羽のハトは、「会員とお客さま」、赤色は「太陽」、緑色は「大地」、白色は「取引の公正」を表しています。

不動産に関するご相談は、不動産無料相談所へ

本会では、本部、各支部事務所に不動産無料相談所を設置し、不動産取引に関するご相談、ご質問にお応えしています。

【本部無料相談所】 来館による相談は事前に電話でご予約ください。

所在地 岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館

電話番号 058-275-1551

実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:00～12:00 午後1:00～4:00

弁護士相談 事前に電話でご予約ください。
毎月第3木曜日 午後1:30～4:00（予約制）

【支部無料相談所】 事前に電話でご予約ください。

実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:30～12:00 午後1:00～3:30

支部名	所在地	電話番号
岐阜中支部	岐阜市金園町5-26-5	058-248-6691
岐阜南支部	羽島郡岐南町下印食3-47	058-274-8899
岐阜北支部	岐阜市福光東1-25-1 白木ビル2F	058-295-1982
西濃支部	大垣市住吉町5-11 オノデン住吉ビル2F	0584-73-2300
中濃支部	美濃加茂市太田本町1-1-20 美濃加茂商工会館1F	0574-23-1800
東濃支部	土岐市泉北山町3-3	0572-55-7218
飛騨支部	高山市昭和町2-31-19	0577-36-1396

安心・安全な不動産取引をサポートする
不動産の総合情報サイト

公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
<https://www.gifu-takken.or.jp>

令和6年11月30日現在
所属会員 1,120名

発行所

岐阜市六条南二丁目5番3号（岐阜県不動産会館）
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部
電話 058(275)1551 FAX 058(274)8833

（発行人）

会長・本部長 山本 武久

（編集責任者）

情報提供委員長 瀬上 直樹